

## 令和元年9月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月11日(水) 午後2時17分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(19名)

|     |            |     |             |
|-----|------------|-----|-------------|
| 1番  | 永利 春雄      | 2番  | 寺崎 廣喜       |
| 3番  | 田籠 富子 (欠席) | 4番  | 山下 芳文 (欠席)  |
| 5番  | 山田 憲二      | 6番  | 永利 昇        |
| 7番  | 大中 久敏      | 8番  | 野田 敏之       |
| 9番  | 山田 武二      | 10番 | 佐藤 英昭       |
| 11番 | 白木 治       | 12番 | 廣田 一郎       |
| 13番 | 米倉 一雄      | 14番 | 中原 孝司 (欠席)  |
| 15番 | 藤井 豊志      | 16番 | 柳 文子        |
| 17番 | 天本 徹       | 18番 | 田籠 新        |
| 19番 | 白木 隆弘      | 20番 | 井手 浩        |
| 21番 | 久光 壽子      | 22番 | 草場 小夜子 (欠席) |
| 23番 | 伊藤 武則      |     |             |

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 総会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

7月に引き続き、8月の豪雨により、市内各所において被害が派生しております。

八女市や隣の佐賀県では、死者も出ております。ご冥福をお祈りしますとともに、被災された地域の皆さまの、一刻も早い、復旧をお祈りいたします。

さて、9月に入り、朝夕は幾分涼しくなったものの、まだまだ残暑が続いています。体調管理に注意され、秋の農作業に取り組んでいただければと思います。

ところで、8月20日に福岡県農業会議朝倉支部会議が開催され、秋の農作業賃金の改定協議を行いました。

農作業賃金の改定につきましては、皆様のお手元にも配布しておりますが、総会終了後、事務局の方から説明を行っていただきますのでよろしくお祈りいたします。

本日は大変お忙しい中、小郡市農業委員会定例総会にご参集頂き厚くお礼を申し上げます。本日は、議案4件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は、19名で委員定足数に達しております。

なお、草場 小夜子 委員、中原 孝司 委員、山下 芳文 委員、田籠 富子 委員 より欠席届が出ています。

よって、令和元年9月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお祈り致します。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、8番 野田 敏之 委員、9番 山田 武二 委員を指名いたします。よろしくお祈りいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、3条の有償移転で売買となっています。

上西鯨坂地内の田4筆、畑1筆、合計5筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に番号2は、3条の有償移転で売買となっています。

力武地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 第1分科会から、ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろし

くお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、吹上地内の畑2筆です。

転用目的としては露天資材置き場として使用するため、一時転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にある農地、通称、青地と呼ばれる区域に該当しますが、許可日から3年以内の一時転用ですので、例外規定に該当します。よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

次に番号2は、寺福童地内の田2筆です。

(位置図で場所の説明)

西鉄端間駅を中心に500メートル以内の円を描いた範囲に申請地は入ります。こちらは、4月の定例総会においてご承認をいただいた露天駐車場になっております。

今回の申請については、次の6ページの拡大図をご覧ください。

申請地のオレンジ色に着色している部分が4月の総会時に入っていない部分で、そちらの追加申請となっているものです。

先程も申し上げましたように、申請地は、西鉄端間駅から500メー

トル以内の、いわゆる第2種農地に該当し、代替地の検討もされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

最後に番号3は、福童地内の田2筆です。建売住宅建築のために申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、概ね500メートル以内に中学校や歯科医院があるなど、2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設が存すること、また、申請地の南側の道路には上下水道管が存することから、第3種の農地区分に該当し、立地基準及び一般基準も問題ないものと思われます。

なお、番号1から番号3につきましては、先月開催しました地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、白木 第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 第2分科会からご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけて、県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業

計画変更申請について、6件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページ番号1から、5ページ番号6までをご覧ください。

こちらは、議案第2号の番号2で説明しました、4月の総会で審査、ご承認をいただき、5月に県から許可された申請地となっております。

今回、譲受人より規模の拡張のために、事業計画の変更申請がありましたので、ご意見を願います。

(位置図で場所の説明)

西鉄端間駅から500メートル以内に申請地は位置しているところです。位置図の7ページが今回の変更計画図、8ページが当初の計画面となっております。

こちらの変更内容について、説明いたします。

当初はトラックを洗車するために張コンクリートを設けて、浄化槽を通して既存の水路へ排水するように計画されておりましたが、今回の変更申請においては、この洗車部分の張コンクリートの施工や浄化槽の施工を無くしております。

また、周囲に、当初はメッシュフェンスを施工することとなっておりますが、今回変更申請に伴って、これも施工しないこととなっております。

さらに、中央部の水路にボックスカルバートを施工し、東西の申請地に車両が行き来できるように計画されておりましたが、これも施工しないこととなっております。以上が大きな変更点となります。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ

ます。なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。

○事務局長 私の方から、追加説明をさせていただきます。

この申請に関しては、県の許可（5月27日）後、工事着手されたわけですが、地元との調整がうまくなされておらず、工事期間中に、地元区長などから事業計画の概要の説明を求められるなどの案件が発生しました。

また、地元区主催で開催された7月15日の「説明会」においても、十分な理解が得られない様子でした。

このような中、登記をする段階で、用地の申請漏れが見つかり、今回の申請となったところです。合わせて「説明会」で頂いた意見を取り入れたところでの計画変更となったところです。

また、別の資料を差し上げておりますのは、先日（9月10日）、市長と農業委員会会長あてに、地元区から連名で出された「要望書」となります。

この「要望書」は、先に申し上げた「説明会」での内容を踏まえて、9月8日に地元区内で議論され、まとめられたものだそうです。

市長への要望の提出に当たり、農業委員会においてもこの「要望書」を踏まえて、審査して頂きたいとの依頼を受けたところですので、皆さまに配布をさせていただいたところです。

各委員におかれても、判断の参考にしていただければと思います。

なお、本日の午前中には、申請者、申請代理人が来庁し、「要望事項」に関して、事務局に説明があったところです。今後の対応につきましては、引き続き業者と協議を行いたいと思いますので、その点についても、ご報告いたします。

なお、地元の方からの要望事項書の内容ですが、全体的に申請者の方についても、騒音、排気ガス対策等は考えているようで、日常生活時間帯での車両の出入りは少ないとのこと。近々のうちに回答することでしたので、事務局でもこれをもって要望書へ対応して行きたいと考えているところです。そのような点を踏まえまして、慎重なご審議をお願いできればと思います。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 第2分科会よりご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第2分科会において、事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、最終的に原案について、同意することとなりました。承認するとの意見の一致をみました。主な理由としまして主な理由としては、

1. 4月に審議したとおり、県に進達する事項は法令に基づいた書式

が整っていること。

2. 本来は、事前に十分、調整されるべきものと思われるが、地元区からの要望については、申請者も協力、努力する旨の意思表示がなされたこと。

以上のようなことを踏まえて、議論を委員間で行い、原案に対して、全員賛成をもって、同意することといたしましたので、分科会報告とさせていただきます。

本会議での審議方、よろしく願います。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○7番委員

私もいろいろと周りの人から話を聴きまして、区長さんたちからも話を聞いたわけですが。かなり、この文書に出てくるように地元の方が不安に思っておられますし、それを簡単に農業委員会で、相手側が努力するからと言って通していいもののでしょうか？ちょっと疑問に感じます。

○議長 関連ですか？

○8番委員

やり取りの中で、9月8日に出されている、後付けのような形で出てきていると思うのですが、後付けの中で、可能性が無いのならば議論しなければならぬが、そこいらは、業者の目途が判断できれば、ここで判断しなければならぬのでしょうか、回答を待つというのも一つの方法ではと思いますがどうでしょうか？

○事務局長 併せて、お答えさせていただきます。

委員の方からありました、業者との話を鵜呑みにしていいのかということですが、業者は業者なりの考え方が有ると思いますが、それについて回答がなされるものと思います。それを含めたところで、回答がありましたものを関係の区長さん方の方に示すというやり取りをしていて、最終的には合意できるような形に持っていければと考えているところです。

ただ、時間的には、許可の審査が上がってきているところですが、審



査期間というのが標準的な期間というのが定められていまして、受理後、8月21日で受理をしておりますので、受理後3週間から4週間と一定の目安がありますので、実をいいますと、本日もギリギリのところかなと思っております。できることならば、本日の会議の中でまとめて、意見の集約ができればと考えているところです。

不十分な内容で、判断するのはどうかとも思いますが、実は、そもそもの話しとしまして、私どもの農業委員会が判断する基準といたしまして、農地法という法律の中での基準で、農業委員会はどうなのかという話しです。

そういった観点から申し上げますと、転用許可をおろす、申請地の範囲、その中から影響を及ぼす範囲ということで、基本的には農地がどうなのか？水利関係はどうなのか？というところが、地元の農業委員会として最大の判断基準なのかと思います。

排水に関しては、地元の水利関係者の承諾が得られていること。

それから、範囲につきましては、ここは、道路、水路等に囲まれていて、隣接する農地が、基本的には無いということ。そういった判断基準で考えていきますとそれ以上に影響が及ばないと思います。

ですので、農業委員会としては、それらのところで判断をしていかなければならないと考えているところです。

併せまして、このように市長、農業委員長宛に、わざわざ地元の方から要請書が上がってきておりますので、議論を踏まえて、農業委員会として何らかのものを出していった方がいいのではないかということも考えておりますので、皆様のご意見をこの場に出して頂いて、まとめていければと考えているところです。

先程、有りましたように、本来は、事前の調整が有って、申請があるべきではなかったのかなと。

今後そのようなことを考えますと、例えば、農業委員会で独自の要綱等を定めて、今後の申請に関しては、地元区長の同意を得るとか、申請の仕方が必要ではないのかという意見も分科会の中で上がっておりますので、そういった観点から、農業委員会自体の事務的な処理の仕方も考えながら議論をまとめていただければと考えているところです。

○議長 事務局長から説明がありました。関連質問が有れば？

○20番委員

当初計画に、先程、説明がありましたように、メッシュフェンス、当

初の計画では設置されていたものが変更計画では、無くなった、そういうことに対して、住民からの要望を見ると、周りにフェンスを設置してほしいという要望があり、当初計画ではフェンスを設置する予定だったのが変更計画で設置されなくなった理由と住民から設置してほしいとの要望。相反することが有るので、なぜ設置されなくなったか、分かれば教えてください。

○議長 説明を求めます。

○事務局長 その点につきましては、午前中に聞き取りを行いましたので内容をご紹介します。

20番委員より有りましたように、当初計画ではフェンスが設置されていましたが、水利委員関係と話しをされた関係で、「溝さらえ」とかをされるときに、フェンスが有ると邪魔と。いう話しが有ったりして、今回、フェンスを設置しないということで話をしているとのことでございます。

フェンスを巡らすことによって、遠回りしなければならないとのことで、フェンスはつukらないとの話しでした。

○議長 他にありませんか。

この件については、事務局と地元の区長さん達と協議を十分にやっていただきますので、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

他に無いようでしたら、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数ですので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転 2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、八坂地区内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるもの  
です。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、井上地内の畑1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるもの  
です。

(位置図で場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議  
に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしていましたが、  
第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認  
について、所有権移転2件につきまして、第3分科会で慎重に審査した  
結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方  
よろしくお願いいいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願  
いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。  
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

始めに、番号1は、干潟地内の田2筆、畑2筆及び、井上地内の田3筆、合計7筆です。

先月、8月の総会にて、3条の売買で審査いただいた案件で、売買に伴う解約です。

続きまして、8ページの番号2は、力武地内の田1筆で、本日の議案第1号、農地法第3条の売買に伴う解約です。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。以上でございます。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、3件の報告をいたします。

番号1は、稲吉地内の畑1筆で建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、寺福童地内の畑3筆で建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、三沢地内の田1筆で集合住宅等の建設のため、届出が提出されたものです。

(位置図で場所の説明)

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和元年9月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和元年9月11日(水) 午後 3時00分閉会